

昭和二十三年政令第三百五十三号

検察審査会の名称及び管轄区域等を定める政令

内閣は、検察審査会法（昭和二十三年法律第四十七号）第一条の規定に基き、この政令を制定する。

その所在地に検察審査会を置くべき地方裁判所及び地方裁判所支部を別表上欄記載の通り定め、当該検察審査会の名称及び管轄区域をそれぞれ同表中欄及び下欄の通り定める。

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和二十四年二月二十九日政令第四一一号）

この政令は、公布の日から施行し、昭和二十四年七月一日から適用する。

附則（昭和二十五年三月三十一日政令第四五号）

この政令は、昭和二十五年四月一日から施行する。

附則（昭和二十五年一月二三日政令第三六五号）

この政令は、公布の日から施行し、昭和二十五年十一月二十日から適用する。

附則（昭和二十六年五月八日政令第一四〇号）

この政令は、昭和二十六年六月一日から施行する。

附則（昭和二十七年六月二五日政令第二〇六号）

この政令は、昭和二十七年七月一日から施行する。

附則（昭和二十八年四月二三日政令第八〇号）

この政令は、昭和二十八年六月一日から施行する。

附則（昭和二十九年四月二四日政令第八七号）抄

この政令は、昭和二十九年五月一日から施行する。

附則（昭和三十年七月一五日政令第一二五号）

この政令は、昭和三十年八月一日から施行する。

附則（昭和三十一年一月一日政令第二九四号）

この政令は、公布の日から施行する。ただし、検察審査会法第二条第一項各号に掲げる事

項に関しては、昭和三十一年四月三十日まで、なお従前の例による。

昭和三十一年四月三十日以前に鹿児島検察審査会に申立のあったこの政令による改正後の名瀬検察審査会の管轄区域内に所在する検察庁に属する検察官がした公訴を提起しない処分

の審査事件であつて、同日までにその審査手続が終了していないものについては、鹿児島検察審査会は、名瀬検察審査会にその事件を移送することができる。

附則（昭和三十一年四月一三日政令第九一号）

この政令は、昭和三十一年五月一日から施行する。

附則（昭和三十三年四月一六日政令第六八号）

この政令は、昭和三十三年五月一日から施行する。

附則（昭和三十三年四月二五日政令第八六号）

この政令は、昭和三十三年五月一日から施行する。

附則（昭和三十四年三月七日政令第二七号）

この政令は、昭和三十四年四月一日から施行する。

附則（昭和三十五年四月二六日政令第一一一号）

この政令は、昭和三十五年六月一日から施行する。

附則（昭和三十六年三月一八日政令第三一号）

この政令は、昭和三十六年五月一日から施行する。

附則（昭和三十七年三月二九日政令第八二号）

この政令は、昭和三十七年五月一日から施行する。

附則（昭和三十八年五月二四日政令第一七〇号）

この政令は、昭和三十八年六月一日から施行する。

附則（昭和四十二年七月二八日政令第二一一号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十四年四月一日政令第七三三号）

この政令は、昭和四十四年四月二十三日から施行する。

附則（昭和四十七年四月二七日政令第九六号）

この政令は、沖縄の復帰に伴う関係法令の改正に関する法律の施行の日（昭和四十七年五月十五日）から施行する。

附則（昭和四十七年八月一日政令第三〇一号）

この政令は、昭和四十七年九月一日から施行する。

附則（昭和五十四年四月七日政令第一〇五号）

この政令は、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第九号）の施行の日から施行する。

附則（昭和六十二年二月二五日政令第四一一号）

この政令は、昭和六十二年五月一日から施行する。

附則（平成元年二月二八日政令第三五三三号）

この政令は、平成二年四月一日から施行する。

附則（平成元年四月一日から施行する）

この政令は、平成元年四月一日から施行する。

この政令は、平成元年四月一日から施行する。

この政令は、平成元年四月一日から施行する。

この政令は、平成元年四月一日から施行する。

この政令は、平成元年四月一日から施行する。

この政令は、平成元年四月一日から施行する。

この政令は、平成元年四月一日から施行する。

この政令は、平成元年四月一日から施行する。

この政令は、平成元年四月一日から施行する。

この政令は、平成元年四月一日から施行する。

この政令は、平成元年四月一日から施行する。

この政令は、平成元年四月一日から施行する。

附則（平成十三年四月一三日政令第一六一号）

この政令は、平成十三年五月一日から施行する。

附則（平成一五年四月一六日政令第二〇八号）

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置を定める政令別表第三表徳山簡易裁判所の項の改正規定及び第二条の規定は、平成十五年四月二十一日から施行する。

附則（平成一六年一〇月二九日政令第三三四号）

この政令は、平成十六年十一月一日から施行する。

附則（平成一七年三月一九日政令第五七号）

この政令は、平成十七年三月二十一日から施行する。

附則（平成二〇年七月四日政令第二一七号）抄

この政令は、平成二十年七月十五日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条及び附則第六条の規定 刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十二号）第三条（検察審査会法（以下「法」という。）第一条第一項の改正規定に限る。）の規定の施行の日（平成二十一年四月一日）

（第一条の規定による改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の検察審査会の名称及び管轄区域等を定める政令（附則第四条において「新令」という。）の規定により新たに置かれた検察審査会（次条において「新設検察審査会」という。）の検察審査会事務局長は、法第十三条第一項の規定にかかわらず、平成二十年十二月二十八日までに選定しなければならぬ第一群の検察審査員及び補充員については、平成二十一年三月三十一日までに選定すれば足りる。

前項の規定により選定された第一群の検察審査員及び補充員の任期は、法第十四条の規定に

基づき、平成二十一年三月三十一日までに選定すれば足りる。

この政令は、平成元年四月一日から施行する。

この政令は、平成元年四月一日から施行する。

この政令は、平成元年四月一日から施行する。

この政令は、平成元年四月一日から施行する。

この政令は、平成元年四月一日から施行する。

この政令は、平成元年四月一日から施行する。

この政令は、平成元年四月一日から施行する。

長野地方飯田檢察 裁判所飯審查会 田支部	諏訪簡易裁判所管轄区域 岡谷簡易裁判所管轄区域 飯田簡易裁判所管轄区域 伊那簡易裁判所管轄区域	新潟地方新澁川檢察 裁判所新澁川審查会 新澁川支部	新潟簡易裁判所管轄区域 新津簡易裁判所管轄区域 三条簡易裁判所管轄区域	新潟地方新澁川檢察 裁判所新澁川審查会 新澁川支部	新潟簡易裁判所管轄区域 十日町簡易裁判所管轄区域 十日町簡易裁判所管轄区域 十日町簡易裁判所管轄区域	新潟地方長岡簡易裁判所管轄区域 裁判所長岡審查会 岡支部	新潟簡易裁判所管轄区域 十日町簡易裁判所管轄区域 十日町簡易裁判所管轄区域 十日町簡易裁判所管轄区域	新潟地方高田簡易裁判所管轄区域 裁判所高田審查会 田支部	新潟簡易裁判所管轄区域 糸魚川簡易裁判所管轄区域 糸魚川簡易裁判所管轄区域	新潟地方佐渡簡易裁判所管轄区域 裁判所佐渡審查会 渡支部	新潟簡易裁判所管轄区域 佐渡簡易裁判所管轄区域 佐渡簡易裁判所管轄区域	大阪地方大阪第一 檢察審査会 大阪第二 檢察審査会 大阪第三 檢察審査会 大阪第四 檢察審査会 會	大阪簡易裁判所管轄区域 大阪池田簡易裁判所管轄区域 豊中簡易裁判所管轄区域 吹田簡易裁判所管轄区域 茨木簡易裁判所管轄区域 東大阪簡易裁判所管轄区域 枚方簡易裁判所管轄区域 大阪第三 枚方簡易裁判所管轄区域 大阪第四 枚方簡易裁判所管轄区域 會	大阪地方堺檢察 裁判所堺審查会 支所	大阪簡易裁判所管轄区域 富田簡易裁判所管轄区域 羽曳野簡易裁判所管轄区域 岸和田簡易裁判所管轄区域 岸和田簡易裁判所管轄区域 岸和田簡易裁判所管轄区域	大阪地方岸和田檢察 裁判所岸和田審查会 和田支部	大阪簡易裁判所管轄区域 岸和田簡易裁判所管轄区域 岸和田簡易裁判所管轄区域 岸和田簡易裁判所管轄区域	京都地方京都第一 檢察審査会 京都第二 檢察審査会 會	京都簡易裁判所管轄区域 伏見簡易裁判所管轄区域 右京簡易裁判所管轄区域 向日町簡易裁判所管轄区域 木津簡易裁判所管轄区域 宇治簡易裁判所管轄区域 園部簡易裁判所管轄区域
----------------------------	--	---------------------------------	---	---------------------------------	---	------------------------------------	---	------------------------------------	---	------------------------------------	---	---	---	--------------------------	--	--------------------------------	---	---	--

京都地方宮津檢察 裁判所宮津審查会 津支部	龜岡簡易裁判所管轄区域 宮津簡易裁判所管轄区域 京丹後簡易裁判所管轄区域	京都地方舞鶴檢察 裁判所舞鶴審查会 鶴支部	舞鶴簡易裁判所管轄区域 福知山簡易裁判所管轄区域	神戶地方神戶第一 檢察審査会 神戶第二 檢察審査会 會	神戶簡易裁判所管轄区域 尼崎簡易裁判所管轄区域 西宮簡易裁判所管轄区域 明石簡易裁判所管轄区域 洲本簡易裁判所管轄区域	神戶地方伊丹檢察 裁判所伊丹審查会 丹支部	伊丹簡易裁判所管轄区域 篠山簡易裁判所管轄区域 柏原簡易裁判所管轄区域	神戶地方姫路檢察 裁判所姫路審查会 路支部	姫路簡易裁判所管轄区域 加古川簡易裁判所管轄区域 社簡易裁判所管轄区域 龍野簡易裁判所管轄区域 豊岡簡易裁判所管轄区域 浜坂簡易裁判所管轄区域	神戶地方豊岡檢察 裁判所豊岡審查会 岡支部	豊岡簡易裁判所管轄区域 奈良簡易裁判所管轄区域	奈良地方奈良檢察 裁判所奈良審查会 奈良支部	奈良簡易裁判所管轄区域 葛城簡易裁判所管轄区域 宇陀簡易裁判所管轄区域 五條簡易裁判所管轄区域 吉野簡易裁判所管轄区域	大津地方大津檢察 裁判所大津審查会 津支部	大津簡易裁判所管轄区域 高島簡易裁判所管轄区域 甲賀簡易裁判所管轄区域 彦根簡易裁判所管轄区域 東近江簡易裁判所管轄区域	大津地方彦根檢察 裁判所彦根審查会 根支部	大津簡易裁判所管轄区域 長浜簡易裁判所管轄区域 長浜簡易裁判所管轄区域	和歌山地方和歌山檢察 裁判所和歌山審查会 方支部	和歌山簡易裁判所管轄区域 湯淺簡易裁判所管轄区域 妙寺簡易裁判所管轄区域 橋本簡易裁判所管轄区域 御坊簡易裁判所管轄区域
-----------------------------	--	-----------------------------	-----------------------------	---	---	-----------------------------	---	-----------------------------	--	-----------------------------	----------------------------	------------------------------	---	-----------------------------	--	-----------------------------	---	--------------------------------	--

和歌山地方田辺檢察 裁判所田辺審查会 田辺支部	串本簡易裁判所管轄区域 新宮簡易裁判所管轄区域 名古屋地名古屋第一 檢察審査会 名古屋第二 檢察審査会 二檢察審査会	名古屋地名古屋第一 宮檢察審査会 一宮支部	名古屋簡易裁判所管轄区域 犬山簡易裁判所管轄区域	名古屋地名古屋第一 宮檢察審査会 一宮支部	名古屋簡易裁判所管轄区域 半田簡易裁判所管轄区域	名古屋地名古屋第一 宮檢察審査会 一宮支部	名古屋簡易裁判所管轄区域 安城簡易裁判所管轄区域 豊田簡易裁判所管轄区域 新城市簡易裁判所管轄区域	津地方津津檢察 裁判所津津審查会 津支部	津簡易裁判所管轄区域 鈴鹿簡易裁判所管轄区域 松阪簡易裁判所管轄区域 熊野簡易裁判所管轄区域 尾鷲簡易裁判所管轄区域	津地方四日市檢察 裁判所四日市審查会 市支部	四日市簡易裁判所管轄区域 桑名簡易裁判所管轄区域	津地方伊勢檢察 裁判所伊勢審查会 伊勢支部	伊勢簡易裁判所管轄区域 岐阜簡易裁判所管轄区域 郡上簡易裁判所管轄区域 高山簡易裁判所管轄区域	岐阜地方大垣檢察 裁判所大垣審查会 垣支部	大垣簡易裁判所管轄区域	岐阜地方多治見檢察 裁判所多治見審查会 治見支部	多治見簡易裁判所管轄区域 御高簡易裁判所管轄区域 中津川簡易裁判所管轄区域
-------------------------------	--	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	--	----------------------------	--	------------------------------	-----------------------------	-----------------------------	--	-----------------------------	-------------	--------------------------------	---

福井地方福井檢察 裁判所福井審查会	福井簡易裁判所管轄区域 武生簡易裁判所管轄区域 大野簡易裁判所管轄区域 敦賀簡易裁判所管轄区域 小浜簡易裁判所管轄区域	金沢地方金沢檢察 裁判所金沢審查会 金沢支部	金沢簡易裁判所管轄区域 小松簡易裁判所管轄区域 七尾簡易裁判所管轄区域 輪島簡易裁判所管轄区域 珠洲簡易裁判所管轄区域	富山地方富山檢察 裁判所富山審查会 富山支部	富山簡易裁判所管轄区域 魚津簡易裁判所管轄区域 砺波簡易裁判所管轄区域	富山地方高岡檢察 裁判所高岡審查会 岡支部	高岡簡易裁判所管轄区域	廣島地方廣島第一 檢察審査会 廣島第二 檢察審査会 會	廣島簡易裁判所管轄区域 東廣島簡易裁判所管轄区域 可部簡易裁判所管轄区域 大竹簡易裁判所管轄区域	廣島地方尾道檢察 裁判所尾道審查会 道支部	尾道簡易裁判所管轄区域	廣島地方福山檢察 裁判所福山審查会 山支部	福山簡易裁判所管轄区域 府中簡易裁判所管轄区域	廣島地方三次檢察 裁判所三次審查会 次支部	三次簡易裁判所管轄区域 庄原簡易裁判所管轄区域	山口地方山口檢察 裁判所山口審查会 山口支部	山口簡易裁判所管轄区域 防府簡易裁判所管轄区域 船木簡易裁判所管轄区域 宇部簡易裁判所管轄区域	山口地方周南檢察 裁判所周南審查会 南支部	周南簡易裁判所管轄区域	山口地方秋田檢察 裁判所秋田審查会 支所	秋田簡易裁判所管轄区域 長門簡易裁判所管轄区域
----------------------	---	------------------------------	---	------------------------------	---	-----------------------------	-------------	---	---	-----------------------------	-------------	-----------------------------	----------------------------	-----------------------------	----------------------------	------------------------------	--	-----------------------------	-------------	----------------------------	----------------------------

秋田地方大館檢察 館支部 裁判所大審査会	大館簡易裁判所管轄区域 鹿角簡易裁判所管轄区域
秋田地方大曲檢察 裁判所大審査会 曲支部	大曲簡易裁判所管轄区域 横手簡易裁判所管轄区域 湯沢簡易裁判所管轄区域 角館簡易裁判所管轄区域
青森地方青森檢察 裁判所 審査会	青森簡易裁判所管轄区域 むつ簡易裁判所管轄区域 野辺地簡易裁判所管轄区域
青森地方弘前檢察 裁判所弘前審査会 前支部	弘前簡易裁判所管轄区域 五所川原簡易裁判所管轄区域 鱒ヶ沢簡易裁判所管轄区域
青森地方八戸檢察 裁判所八戸審査会 戸支部	八戸簡易裁判所管轄区域 十和田簡易裁判所管轄区域
札幌地方札幌檢察 裁判所 審査会	札幌簡易裁判所管轄区域 浦河簡易裁判所管轄区域 静内簡易裁判所管轄区域
札幌地方岩見沢檢察 裁判所岩見沢審査会 見沢支部	岩見沢簡易裁判所管轄区域 夕張簡易裁判所管轄区域 滝川簡易裁判所管轄区域
札幌地方室蘭檢察 裁判所室蘭審査会 蘭支部	室蘭簡易裁判所管轄区域 伊達簡易裁判所管轄区域 苫小牧簡易裁判所管轄区域
札幌地方小樽檢察 裁判所小樽審査会 樽支部	小樽簡易裁判所管轄区域 岩内簡易裁判所管轄区域
函館地方函館檢察 裁判所 審査会	函館簡易裁判所管轄区域 松前簡易裁判所管轄区域 八雲簡易裁判所管轄区域 江差簡易裁判所管轄区域 寿都簡易裁判所管轄区域
旭川地方旭川檢察 裁判所 審査会	旭川簡易裁判所管轄区域 深川簡易裁判所管轄区域 富良野簡易裁判所管轄区域 名寄簡易裁判所管轄区域 紋別簡易裁判所管轄区域 中頓別簡易裁判所管轄区域 留萌簡易裁判所管轄区域 稚内簡易裁判所管轄区域 天塩簡易裁判所管轄区域
釧路地方釧路檢察 裁判所 審査会	釧路簡易裁判所管轄区域 根室簡易裁判所管轄区域 標津簡易裁判所管轄区域
釧路地方帯広檢察 裁判所帯広審査会 広支部	帯広簡易裁判所管轄区域 本別簡易裁判所管轄区域
釧路地方北見檢察 裁判所北見審査会 網走簡易裁判所管轄区域	北見簡易裁判所管轄区域 網走簡易裁判所管轄区域